

★非課税期間が終了するファンドをロールオーバーしない（課税口座へ移す） 予定のお客さま
【約定日が 2022 年内のケース】

申し込みいただく取引の約定日が申込日と同一年内であるか、申込日の翌年となるかによって、取り扱いが異なりますので、申し込みにあたっては、約定日をご確認ください。

〔約定日が申込日と同一年内（2022 年）となるケース〕

約定日に解約する数量が確定するため、2022 年内に約定日を迎える場合は解約数量が確定された状態で処理が行われます。

【取引③】

非課税期間が終了するファンドを解約する場合

- ・ ファンドを全部解約する場合、2018 年分については課税口座へ払い出された後に解約されることとなるため、**損益状況によっては課税される可能性があります。**
- ・ ファンドを一部解約する場合、N I S A 口座で管理されているファンドの解約が優先されます。一部解約するファンド数量が N I S A 口座内のファンド数量を超過する場合、その超過分については課税口座へ払い出されたファンド（2018 年分）から解約されることとなり、**損益状況によっては課税される可能性があります。**一部解約するファンド数量が N I S A 口座内のファンド数量に満たない場合は、N I S A 口座内で管理されているファンドから解約されることとなります。

【事例】ファンドの全部解約

取引内容：投資信託全額（200 万円・N I S A 口座分）の解約（内 100 万円分は非課税期間が終了し課税口座へ払い出し）

申 込 日：2022 年 12 月 29 日、約 定 日：2022 年 12 月 30 日

受 渡 日：2023 年 1 月 8 日

⇒ 200 万円のうち、100 万円分は課税口座へ払い出された後に解約となるため、損益状況によっては課税される可能性があります。非課税期間が終了していない 100 万円分は利益が出ていたとしても非課税となります。

【事例】ファンドの一部解約

取引内容：投資信託 150 万円の解約（N I S A を利用中・全額 200 万円の内 100 万円分は非課税期間が終了し課税口座へ払い出し）

申 込 日：2022 年 12 月 29 日、約 定 日：2022 年 12 月 30 日

受 渡 日：2023 年 1 月 8 日

⇒ ロールオーバーされないため、200 万円のうち 100 万円分は課税口座へ払い出されます。本件では N I S A 口座で管理されている 100 万円分が優先して解約され、残り 50 万円分が課税口座へ払い出された 100 万円分の中から解約されることになり、損益状況によっては課税される可能性があります。

⇒ お客さまの預金口座に入金される解約代金は「非課税として計算された金額」となります。よって、課税されることとなった場合、解約に伴う税金金額分を預金口座から引き落としさせていただきます。

★非課税期間が終了するファンドをロールオーバーしない（課税口座へ移す）予定のお客さま
【約定日が2023年1月以降となるケース】

申し込みいただく取引の約定日が申込日と同一年内であるか、申込日の翌年となるかによって、取り扱いが異なりますので、申し込みにあたっては、約定日をご確認ください。

〔約定日及び受渡日が翌年（2023年）となるケース〕

約定日に解約する数量が確定するため、全部解約を行う場合は、2023年1月の数量での全部解約となります。

【取引④】

非課税期間が終了するファンドを解約する場合

- ・ ファンドを全部解約する場合、2018年分については課税口座へ払い出された後であり、**NISA口座で管理されているファンドのみ**が解約されることとなります。
- ・ ファンドを一部解約する場合、NISA口座で管理されているファンドの解約が優先されます。一部解約するファンド数量がNISA口座内のファンド数量を超過する場合、その超過分については課税口座へ払い出されたファンド（2018年分）から解約されることとなり、**損益状況によっては課税される可能性があります**。一部解約するファンド数量がNISA口座内のファンド数量に満たない場合は、NISA口座内で管理されているファンドから解約されることとなります。

【事例】ファンド（NISA口座分）の全部解約

取引内容：投資信託全額（200万円・NISA口座分）の解約（内100万円分は非課税期間が終了するがロールオーバー予定なし）

申込日：2022年12月30日、約定日：2023年1月4日

受渡日：2023年1月12日

⇒ ロールオーバーしないため、200万円のうち100万円分は課税口座へ払い出されていますので、解約されるのは、引き続きNISA口座で管理されている100万円分となります。

【事例】ファンド（NISA口座分）の一部解約

取引内容：投資信託150万円の解約（NISAを利用中・全額200万円の内100万円分は非課税期間が終了するがロールオーバー予定なし）

申込日：2022年12月30日、約定日：2023年1月4日

受渡日：2023年1月12日

⇒ ロールオーバーしないため、200万円のうち100万円分は課税口座へ払い出されます。本件では NISA口座で管理されている100万円分が優先して解約され、残り50万円分が課税口座へ払い出された100万円分の中から解約されることになり、損益状況によっては課税される可能性があります。

⇒ お客さまの預金口座に入金される解約代金は「非課税として計算された金額」となります。よって、**課税されることとなった場合、解約に伴う税金金額分を預金口座から引き落としさせていただきます。**

★非課税期間が終了するファンドをロールオーバーしない（課税口座へ移す）予定のお客さま
【約定日が 2023 年 1 月以降となるケース】

申し込みいただく取引の約定日が申込日と同一年内であるか、申込日の翌年となるかによって、取り扱いが異なりますので、申し込みにあたっては、約定日をご確認ください。

〔約定日及び受渡日が翌年（2023 年）となるケース〕

約定日に解約する数量が確定するため、全部解約を行う場合は、2023 年 1 月の数量での全部解約となります。

[取引⑤]

非課税期間が終了するファンドを課税口座でも保有している場合で、課税口座の同一ファンドを解約する場合

- ・ ファンドを全部解約する場合、2018 年分については課税口座へ払い出された後であり、**2018 年分を含めて全額解約**されます。

【事例】ファンド（課税口座分）の全部解約

取引内容：投資信託Aファンド全額（100 万円・課税口座分）の解約

※AファンドをNISA口座で200万円分保有しており、かつ内100万円分が非課税期間終了を迎える

申込日：2022年12月30日、約定日：2023年1月4日

受渡日：2023年1月12日

⇒ ロールオーバーしないため、200 万円のうち 100 万円分が課税口座へ払い出されます。本件では約定日が課税口座へ払い出された後であるため、「全額」の中には課税口座へ払い出された数量が含まれることになり、解約される数量は課税口座全額である 200 万円となります。